平成２３年（フ）第１４６８号
堺市中区深井清水町3483番地　レジデンス二反田301号
債務者　小川　　光（旧姓春田）
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４８３号
大阪府藤井寺市小山９丁目７番２号
債務者　宮北　　司
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５２２号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番43―114号
債務者　皆田　福江
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５４５号
堺市北区東浅香山町３丁22番地１　三好平家、前住所堺市北区大豆塚町１丁116番地ロワイヤルハイツ106号
債務者　廣花ホームこと　川内　義廣
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２２０５号
福岡県糟屋郡志免町志免２丁目４番５―601号
債務者　高木　照重
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６２７号
神奈川県平塚市中原２丁目７番40号　クレール中原Ｂ―103
債務者　井上　　清
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６３４号
神奈川県厚木市妻田東２丁目26番15号
債務者　佐野　裕介
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６８３号
神奈川県平塚市中里26番４―201号　レオパレス平塚ＩＫＥＤＡ
債務者　小野　友子（旧姓有ヶ谷）
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６８５号
神奈川県厚木市七沢764番地８
債務者　黄金井慎二
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７０３号
神奈川県平塚市四之宮７丁目12番23号　グリーンコーポラス203号
債務者　サンチェスリリアナこと　山本りりあな
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７０８号
神奈川県中郡大磯町西小磯702番地８
債務者　蛯原　慎一
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７３１号
神奈川県秦野市今川町５番４号　三登屋３号
債務者　佐々木ハル子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７３２号
神奈川県秦野市平沢1082番地の１　ピュアハイツ101号
債務者　本村真佐子（旧姓敦岡）
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７４４号
神奈川県伊勢原市大住台３丁目６番地の14
債務者　古﨑　悠加（旧姓黄金井）
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１４６号
新潟県新発田市大栄町５丁目９番２号
債務者　藤吉　和彦
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１５１号
新潟県村上市坂町353番地３　堤下団地４―44
債務者　服部千花子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第４５２号
金沢市戸水１丁目43番地、従前の住所金沢市近岡町277番地11
債務者　髙川美恵子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
金沢地方裁判所